

第二百十九号議案

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十二月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。
別表第一警視庁麻布警察署の項位置の欄を次のように改める。

港区六本木四丁目七番一号

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において東京都公安委員会規則で定める日から施行する。

（提案理由）

警視庁麻布警察署の位置を改める必要がある。